社会福祉施設

概 要 社会福祉施設の概要

社会福祉施設は、老人、児童、心身障害者、生活困窮者等社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育成し、または更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的としている。

社会福祉施設には大別して老人福祉施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、その他の施設がある。

社会福祉施設分類別施設数、定員数

分類	施設数	利用者定員		
総数	(か所)	(人)		
1,110 30	98,702	3,330,283		
①経営主体分類				
公営	25,777	1,134,556		
私営	72,925	2,195,727		
②年齢別分類				
成人施設	64,430	1,110,095		
児童施設	34,272	2,220,188		

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」(平成 19年 10月 1日現在) 及び「介護サービス施設・事業所調査」(平成 19年 10月 1日現在)

社会福祉施設の整備、運営のための費用負担

社会福祉施設の整備のための費用は、国及び地方公共団体の補助金のほか、特別地方債や独立行政法人福祉医療機構からの融資並びに公営競技の益金の一部等、公費及び民間の補助制度並びに自己負担部分についての貸付金制度等により賄われている。 社会福祉施設の建物の整備に要する費用に対する国庫補助に伴う費用負担関係は、原則、次表のとおりとなっている。

費用負担者設置主体	围	都道府県 (指定都市、中核市を含む)	市町村	社会福祉法人等
社会福祉法人等	<u>50</u> 100	<u>25</u> 100		<u>25</u> 100

(注) 平成17年度より、高齢者関連施設等及び児童関連施設の整備については、従来の社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金から、それぞれ地域介護・福祉空間整備等交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金に再編された。

平成20年度の整備方針においては、①入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等の木材利用の積極的活用を図るもの、②アスベストの除去等の整備を図るもの、③施設の耐震化の促進等を図るもの等に対して、優先的に整備を進めることとしている。

また、社会福祉施設の運営のための費用(措置費)は、施設へ入所(利用)または入所(利用)委託の措置をとった者が、次のとおり負担することとなっている。

なお、入所施設の場合は、入所者またはその扶養義務者に負担能力のある場合には、その能力に応じて費用の全部または一部を徴収することとなっている。

詳細データ ①

施設の種類別施設数と定員の推移

(各年10月1日現在)

(\$					(各年10月1日現在)	
施 設 の 種 類		施 設 数			定 員	
	2000(平成12)年	2006(平成18)年	2007(平成19)年	2000(平成12)年	2006(平成18)年	2007(平成19)年
総数	75,875	96,286	98,702	2,826,029	3,286,332	3,330,283
保護施設	296	298	302	19,881	20,424	20,460
救 護 施 設	178	183	188	16,337	16,919	17,158
更生施設	19	19	19	1,776	1,799	1,771
医療保護施設	64	63	64			705
授 產 施 設	24	21	21	855	765	735
宿 所 提 供 施 設	11	12	10	913	941	796
老人福祉施設	28,643	44,432	46,344	481,607	638,466	661,471
養護老人ホーム	949	962	958	66,495	66,667	66,375
養護老人ホーム(一般)	902	912	909	63,752	63,753	63,511
養護老人ホーム(盲)	47	50	49	2,743	2,914	2,864
特別養護老人ホーム1)	4,463	5,759	5,986	298,912	400,241	414,860
軽費 老 人 ホーム	1,444	2,016	2,059	61,732	84,325	86,367
軽費老人ホーム(A型)	246	234	233	14,642	13,698	13,605
軽費老人ホーム(B型)	38	32	31	1,818	1,467	1,450
軽費老人ホーム(ケアハウス) 老人福祉センター	1,160	1,750	1,795	45,272	69,160	71,312
	2,271	2,260	2,234		•	:
	269	260	260		•	
	1,624	1,569	1,545			
	378	431	429			
	8,037	21,893	23,882	F4 400	07.000	
老人短期入所施設3) 老人介護支援センター	4,515	6,664	7,030	54,468	87,233	93,869
	6,964	4,878	4,195			15 500
			2,233			15,508
障害者支援施設 地域活動支援センター			197			13,455
			1,859			0.050
福	1,766	2,352	177 1,188	52,780	62,818	2,053 51,922
肢体不自由者更生施設	37	2,352	63	1,548	5,045	3,645
祝	14	19	11	1,394	1,744	674
「	3	3	2	160	160	60
内部障害者更生施設	6	7	6	379	501	401
身体障害者療護施設	377	499	455	22,643	27,712	25,795
重度身体障害者更生援護施設	73	433	455	5,006	27,712	25,795
身体障害者福祉ホーム	42	71		562	868	
身体障害者入所授産施設	81	197	176	3,764	11,012	9,704
重度身体障害者授産施設	128		170	8,220	11,012	3,704
身体障害者通所授産施設	252	330	256	6,676	8,978	6,830
身体障害者小規模通所授産施設	252	265	193	0,070	4,589	3,476
身体障害者福祉工場	37	36	26	1,808	1,769	1,337
改正前の知的障害者福祉法による知的障害者援護施設	3,002	4,682	3,873	153,885	202,167	180,020
知的障害者デイサービスセンター		234	0,070	100,000	202,107	100,020
知的障害者更生施設	1,653	2,006	1,850	100,484	117,053	106,350
知的障害者入所更生施設	1,303	1,470	1,385	86,823	96,627	88,877
知的障害者通所更生施設	350	536	465	13,661	20,426	17,473
知的障害者授産施設	1,118	1,779	1,633	48,447	72,523	65,840
知的障害者入所授産施設	228	226	209	14,307	14,360	13,240
知的障害者通所授産施設	890	1,553	1,424	34,140	58,163	52,600
知的障害者小規模通所授産施設		405	243	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6,846	4,180
知 的 障 害 者 通 勤 寮	120	121	112	2,827	2,857	2,661
知 的 障 害 者 福 祉 ホ ー ム	68	68		856	874	
知 的 障 害 者 福 祉 工 場	43	69	35	1,271	2,014	989
改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による						
精神障害者社会復帰施設	521	1,697	935	10,200	25,542	19,819
精神障害者生活訓練施設	205	289	264	4,223	5,992	5,466
精神障害者福祉ホーム	115	241	109	1,162	3,645	2,199
精神障害者福祉ホーム(B型を除く)	•	123			1,259	
精神障害者福祉ホーム(B型)	· .	118	109		2,386	2,199
精神障害者授産施設(入所)	22	30	24	604	801	641
精神障害者授産施設(通所)	168	296	228	3,896	6,946	5,356
精神障害者小規模通所授産施設		365	298		7,645	5,837
精神障害者福祉工場	11	18	12	315	513	320
精神障害者地域生活支援センター	740	428		•	•	
身体障害者社会参加支援施設	716	844	377	620	440	440
身体障害者福祉センター	251	243	223		:	•
身体障害者福祉センター(A型)	41	39	37		:	
身体障害者福祉センター(B型) 在宅障害者デイサービス施設	210	204	186		:	
	325	453				
	9	6	6	620	440	440
補 装	23	18	17			
		9	10			
	73	73	74		:	
点字出版施設	13	13	13		:	
聴 覚 障 害 者 情 報 提 供 施 設	22	29	34	1.570		1 400
婦 人 保 護 施 設	50	49	49	1,578	1,426	1,429

[※] 障害者自立支援法が平成18年10月1日に全面施行されたことにより、施設体系の見直しが行われている。

		+/ - =/- * /-			÷ :			
施 設 の 種	2000 (平成12) 年	施 設 数	2007(平成19)年	2000 (平成12) 年	定 員 2006 (平成18) 年	2007 (平成19) 年		
児 童 福 祉 施 !			33,524	2,013,356	2,169,577	2,192,158		
放 単 個 位 施			419	2,013,356	2,169,577	2,192,136		
乳			121	3,610	3,707	3,727		
	(4) 29		272	5,605	5,410	5,334		
G			22,838	1,925,641	2,083,061	2,105,747		
「			564	33,803	33,561	33,917		
九 里 獎 護 旭			251	14,975	11,932	11,212		
自閉症児施		7 7	6	338	300	260		
知 的 障 害 児 通 園 施			257	8,657	9,349	9,465		
A			10	411	254	233		
3 方 あ 児 施			10		408	388		
対 聴 幼 児 通 園 施 言			25	547 850				
			25	850	843	843		
			63	6,295	5,070	4,827		
肢体不自由児施言 肢体不自由児通園施言			98	3,400	3,789	4,827 3,725		
肢体不自由児療護施		7 6	6	400	290	290		
			124	9.211	11.426	12,004		
			31	844	1,486	1,484		
情緒障害児短期治療施言 児童自立支援施言			58	4,374	4,101	4,036		
児童家庭支援センター			67	4,374	4,101	4,036		
児童が足又接じンダー			4,700					
½			2,836					
リーパー 単一 パー 単一 月 - 見 童 セーン ター			1,738					
大型児童館 4			18					
大型児童館 8		4 4	4					
大型児童館 6		1 1	1					
その他の児童			103					
児童遊			3,600					
母 子 福 祉 施			72					
日子 福祉センター			67					
日 子 休 養 ホ ー 」			5					
その他の社会福祉施設			9,805	92,742	165,912	187,056		
授 産 施 :			78	6,689	4,043	2,572		
宿 所 提 供 施			233	4,636	7,911	8,033		
盲 人 ホーー			22	596	493	440		
無料低額診療施言			241					
隣 保			1,181					
へき地保健福祉食			112		•			
へ き 地 保 育 戸		5 813	748	43,354	30,310	28,030		
地域福祉センター			446		•			
老人憩の			4,041					
老人休養ホー			32		•			
有料老人ホー.			2,671	37,467	123,155	147,981		

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

- (注) 1. 平成12年以降は、「介護サービス施設・事業所調査」において、介護老人福祉施設として把握した数値であり、平成18年

 - 4. 母子生活支援施設の定員は世帯数であり、定員の総数に含まない。

詳細データ ②

社会福祉施設の措置費(運営費)負担割合

		入所先施設の		費用負担			
施設種別	措置権者(※1)	区分	措置費支弁者(※1)	国	都道府県 指定都市 中核市	市	町村
保護施設	 知事·指定都市長·中核市長		都道府県・指定都市・中核市	3/4	1/4	_	_
	市長(※2)		市	3/4		1/4	_
老人福祉施設	市町村長		一 市町村			10/10 (※4)	
婦人保護施設	知事		都道府県	5/10	5/10	_	_
児童福祉施設(※3)	知事·指定都市長·児童相談 所設置市長		都道府県·指定都市·児童相 談所設置市	1/2	1/2	_	_
母子生活支援施設 助産施設	市長(※2)		都道府県	1/2	1/2	_	_
			市	1/2	1/4	1/4	_
	知事・指定都市長・中核市長	都道府県立施設	都道府県・指定都市・中核市	1/2	1/2	_	_
保育所	市町村長	その他の施設	市町村 1/2 1		1/4	1/	/4
身体障害者社会参加 支援施設(※5)	指定都市長•中核市長		指定都市•中核市	5/10	5/10	_	_
	市町村長		市町村	5/10	_	5/	10

- (注)※1. 母子生活支援施設、助産施設及び保育所は、児童福祉法が一部改正されたことに伴い、従来の措置(行政処分)がそれ ぞれ母子保護の実施、助産の実施及び保育の実施(公法上の利用契約関係)に改められた。
 - ※2. 福祉事務所を設置している町村の長を含む。福祉事務所を設置している町村の長の場合、措置費支弁者及び費用負担は町村となり、負担割合は市の場合と同じ。
 - ※3. 保育所、母子生活支援施設、助産施設を除いた児童福祉施設。
 - ※4. 老人福祉施設については、平成17年度より養護老人ホーム等保護費負担金が廃止・税源移譲されたことに伴い、措置費の費用負担は全て市町村(指定都市、中核市含む)において行っている。 ※5. 改正前の身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更正援護施設」は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月よ
 - り「身体障害者社会参加支援施設」となった。